

意見書案第11号

障害福祉サービス等報酬改定の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月23日

東近江市議会議長
西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会
委員長 山 本 直 彦

障害福祉サービス等報酬改定の見直しを求める意見書

令和6年4月に3年に一度の障害福祉サービス等の報酬改定が実施された。生活介護事業所において日割り単位から時間単位による報酬体系が導入され、送迎にかかる時間は報酬算定の時間にはならないため、送迎にかかる時間の長い事業所や身体的な事情により長時間のサービス提供が難しい利用者のおられる事業所は報酬の減少となっている。

また、就労継続支援A型事業や就労継続支援B型事業では、生産性や工賃評価など成果主義に基づく加減算より全国で約5,000人の障害者が解雇・退職に追い込まれたとの報道もある。特に就労継続支援A型事業所では、最低賃金の上昇と報酬の算定評価基準が変わり実質の報酬単価が下がったことにより経営はとても困難な状況に追い込まれている。

報酬改定以外にも障害者相談支援事業では、平成24年の社会福祉法改正までは消費税は非課税となっていたが、令和5年10月に障害者相談支援事業の委託料は課税対象となる旨の通知が出され現場は混乱している。

以上のように障害福祉サービスの報酬改定はサービス提供事業者の経営を一層困難なものにし、合わせて慢性的な人手不足と物価高騰により逼迫した状況にある。そしてこれらは、支援の質の低下や事業所の閉所につながり、障害のある当事者にとっては危機的な状況をもたらしかねない。

よって、東近江市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実施するよう強く求める。

- 1 障害福祉サービスに関わる職員の処遇・待遇の向上のため、実質の基本報酬の大幅な改善を行うこと。
- 2 生活介護事業の時間単位による報酬改正を撤廃すること。
- 3 障害者相談支援事業を第2種社会福祉事業に位置付け、委託料の消費税が非課税扱いとなるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

東近江議会議長 西崎 彰

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣